給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１３号

大阪市住之江区南加賀屋４丁目４番33―905号

再生債務者　西　　真一

1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月16日まで

4　一般異議申述期間　平成29年５月19日から平成29年６月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２５号

神奈川県鎌倉市材木座３丁目11番６号

再生債務者　渕戸　　隆

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月８日まで

平成29年４月19日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

愛知県春日井市中野町２丁目４番地２　ラフィネ清華201

再生債務者　仲田あかり

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月12日まで

平成29年４月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再ロ）第４号

山梨県北杜市明野町上手7328番地６

再生債務者　倉橋良太郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月15日まで

平成29年４月17日

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再ロ）第７号

大阪府泉佐野市上瓦屋507番地の３

再生債務者　神嶋　奈央

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月16日まで

平成29年４月18日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１４号

沖縄県糸満市字糸満1609番地の１

再生債務者　大城　拓朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月18日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第４号

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町37番地１

再生債務者　緑川英里子（旧姓早見）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月18日

福島地方裁判所白河支部再生係

平成２８年（再ロ）第３号

奈良県香芝市逢坂４丁目285番地７

再生債務者　飛瀬由美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月18日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（再ロ）第３号

松江市八雲台２丁目13番37号

再生債務者　北野　宏志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月18日　　松江地方裁判所民事部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 29 年 3 月 31 日

国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第31条第１項の表中「$\frac{4.27}{1,000}$」を「$\frac{4.19}{1,000}$」に、「$\frac{8.54}{1,000}$」を「$\frac{8.38}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://mydma.com/about-dma/bs

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年四月二十七日

東京都新宿区西新宿七丁目一〇番三号

(甲) ディーンモルガン株式会社

代表取締役　ディーンロジャース

大阪市北区曽根崎二丁目一六番一九号

メッセージ梅田ビル七階

(乙) ロゼッタストーンLC有限会社

代表取締役

ロジャースディーンリチャード

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十九年五月二十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十八日

掲載頁　一一一頁（号外第六十三号）

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十八日

掲載頁　一〇七頁（号外第六十三号）

平成二十九年四月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号

(甲) 株式会社ＡＤＫアーツ

代表取締役　能丸　裕幸

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号

(乙) 株式会社ＡＤＫ保険サービス

代表取締役　長井　英之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十二月二十七日

掲載頁　二二六頁（号外第二八七号）

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年二月二十二日

掲載頁　四十九頁（号外第三十五号）

平成二十九年四月二十七日

大阪市福島区鷺洲一丁目一一番一九号

(甲) 株式会社大阪屋栗田

代表取締役　大竹　深夫

大阪市福島区鷺洲一丁目一一番一九号

(乙) 株式会社大阪屋物流

代表取締役　堀江　厚夫